

## 東京都戸建住宅等液状化判定調査補助金交付要綱

制定 令和 7 年 3 月 31 日

6 都市建企第 1 3 5 8 号

### (目的)

第 1 この要綱は、住宅における地盤の調査に要する費用の一部を助成することにより、都民等が地盤の液状化の可能性を把握することで、建築物の液状化対策促進を図るとともに、災害に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

### (通則)

第 2 東京都戸建住宅等液状化判定調査補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）その他関係法令及び関連通知によるほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第 3 この要綱における用語の定義は、建築基準法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

#### (1) 住宅

一戸建ての住宅（以下「戸建住宅」という。）、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のものに限る。）を含む。

#### (2) 戸建住宅等

住宅のうち、耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として 3 階以上の共同住宅を除くものをいう。

#### (3) 敷地

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 1 号に規定する敷地をいう。

#### (4) 地盤調査

J I S A 1221 に規定するスクリーウエイト貫入試験（SWS 試験）による調査をいう。

#### (5) 土質試験

次のアからエまでのいずれかの試験をいう。

ア J I S A 1204 に規定する土の粒度試験

イ J I S A 1223 に規定する土の細粒分含有率試験

ウ J I S A 1205 に規定する土の液性限界・塑性限界試験（埋立て又は盛土地盤を対象とする場合に限る。）

エ 小規模建築物基礎設計指針に規定する土質試験

(6) 液状化判定

建築基礎構造設計指針（日本建築学会発行）、小規模建築物基礎設計指針（日本建築学会発行）又は建築物の構造関係技術基準解説書（一般財団法人建築行政情報センター及び一般財団法人日本建築防災協会発行）に掲載とうこされている計算方法により実施する判定をいう。

（補助対象敷地）

第4 補助金の交付対象となる敷地（以下「補助対象敷地」という。）は、東京都内において建築基準関係規定に適合した地階を除く階数が3以下の戸建住宅等（以下「補助対象敷地内建築物」という。）を新築又は建替えにより建築するために、地盤調査、地下水位測定、土質試験及び液状化判定（以下「液状化判定調査」という。）を行った敷地とする。

（補助要件）

第5 補助金の交付に当たっては、液状化判定調査が次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- (1) 第4に定める補助対象敷地で実施すること。
- (2) 第3の(4)に定める地盤調査を実施すること。
- (3) 第3の(4)に定める地盤調査により土を採取し、かつ、地下水位を測定した後、第3の(5)に定める土質試験を実施した上で、第3の(6)に定める液状化判定を実施すること。
- (4) 都が別に行う事業において、液状化判定調査に係る費用に対して都費を含んだ補助金の交付を受けていないこと。

（補助金の交付対象）

第6 補助金の交付対象となるものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 第4に定める補助対象敷地の所有者であること。
  - (2) 第7に定める補助対象経費の全額を支出したものであること。
- 2 補助金の交付対象となるものは、以下のいずれにも該当しないものとする。
- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
  - (2) 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
  - (3) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

- (4) 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

(補助金額等)

第7 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、液状化判定調査に要する経費とする。

- 2 都が交付する補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額、かつ、10万円以内の額とし、また、予算の範囲内とする。

なお、当該額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

- 3 補助金の交付は、補助対象敷地を単位とし、1つの補助対象敷地における液状化判定調査について1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第8 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、液状化判定調査を完了したときは、補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 補助対象敷地内建築物に係る建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定による確認申請書、同法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定による確認済証の写し又は工事請負契約書の写し

- (2) 補助対象経費を証する書類の写し

- (3) 補助対象敷地の登記事項証明書

- (4) 液状化判定調査の報告書

- (5) その他知事が必要と認める書類

- 2 1の規定による申請は、補助を受けようとする年度の2月末日までに行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第9 知事は、第8の1の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

(申請の撤回)

第10 第9の規定による交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、補助金交付決定通知書を受領した日から14日以内に、申請撤回届出書（別記第3号様式）により、補助金交付申請の撤回をすることができる。

(補助金の交付)

第11 知事は、第9の規定により交付決定した額について、補助対象者から請求書（別記第4号様式）による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付する。

(補助金の交付決定の取消し)

第12 知事は、補助対象者が次の(1)又は(2)に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、この補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他関係法令に違反したとき。

2 1の規定は、第9の規定により交付すべき補助金の額を決定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第13 知事は、第12の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助対象者にその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第14 補助対象者は、第13の規定により補助金の返還命令を受けた場合は、当該命令に係る補助金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金を納付するものとする。ただし、算出後の額が100円未満の場合は、この限りでない。

2 補助対象者は、返還命令を受けた補助金を納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を納付するものとする。ただし、算出後の額が100円未満の場合は、この限りでない。

(違約加算金の計算)

第15 第14の1の規定により違約加算金を納付する場合で、補助対象者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第16 第14の2の規定により延滞金を納付する場合で、返還を命じた補助金の未納付額

の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。